

羽村市富士見霊園墓地の使用者を募集します

問合せ 生活環境課②204

■募集する墓地

申込区分		募集数	墓地使用料
区画墓地	1.0㎡	17区画	120,000円
	1.5㎡	11区画	180,000円
合葬式墓地	納骨壇	1体用	15基
		2体用	15基
			140,000円
			280,000円

※区画墓地では、墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ（2m以内）などの制限があります。

■申込資格

申込者が次のすべてに該当する場合に申込みができます。

居住要件	申込者本人が平成28年4月1日以前から申込日現在まで継続して羽村市に住民登録をして居住していること。
遺骨の状態	現に納骨すべき遺骨があり、墓地がないためまだ一度も納骨したことがないこと（改葬した遺骨は除く）。 ※【納骨壇】2体用は、遺骨1体と申込者本人の生前柩として申込可能
申込遺骨の*祭祀の主宰者	申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨との続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること。合葬式墓地は申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること。
申込者と申込遺骨の続柄	次のいずれかに該当すること。 ①配偶者（夫または妻） ②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ※合葬式墓地…①～③および兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟、従姉妹、義父母（配偶者の死別後も姻族関係を継続している場合に限る）。
その他	区画墓地は、使用許可証交付後、6か月以内に墓石等埋蔵施設を設置することができること。合葬式墓地は、墓地使用許可日から1か月以内に納骨できること。 平成28年度～令和元年度の各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。

*「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

申込みのしおり配布
配布期間 8月15日(木)～9月11日(水)
配布場所 市役所2階生活環境課(土・日曜日は1階案内で配布)
申込み・決定方法など
申込み 8月15日(木)～9月11日(水)に「申込みのしおり」に添付の申込書に記入・押印し、直

接生活環境課へ(電話・郵送などでの申込みは不可)
※申込時に資格要件の確認を行います。
※申込資格のある方1人につき、1通1か所のみ申し込むことができます。
決定方法 9月13日(金)午前10時から、市役所4階大会議室Aで公開抽選を行います。
※抽選結果は申込者全員に通知します。
書類審査 当選者は、書類審査を行うため、関係書類の提出が必要です。

※詳しくは、募集案内「申込みのしおり」または市公式サイトをご覧ください。

公募数に満たない場合

応募者が公募数に満たないときは、市公式サイトに掲載し、その後、先着順で申請を受け付けます。

羽村駅周辺でも「はむらCity Wi-Fi」が使えます

問合せ 企画政策課③315



市では、多摩ケーブルネットワーク株式会社と「地域広帯域移動無線アクセスシステム(地域BWAシステム)の整備および公共サービスに関する協定」を締結し、高速データ通信システムを活用した「Wi-Fiの利用環境の整備」などを進めてきました。

小作駅周辺での利用に引き続き、7月27日から、羽村駅周辺でも「はむらCity Wi-Fi」を開始しました。ぜひ、活用してください。

利用上の注意

- ★利用の際は各個人が所有するスマートフォンなどでの個人認証手続きが必要です。
- ★個人認証の期間は1日です。利用の際には、毎日認証手続きが必要です。

小作駅でも使えるりん♪



■はむらCity Wi-Fi 利用方法■

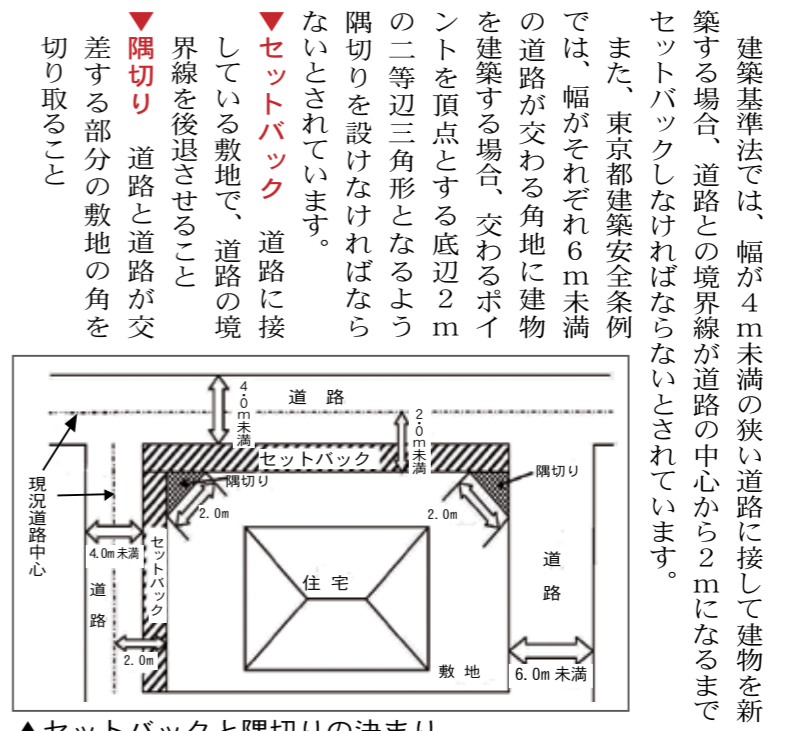
- [1] 羽村駅・小作駅周辺で、スマートフォンなどでWi-Fiネットワーク「Hamura_City_Free_Wi-Fi」に接続します。
- [2] ブラウザを立ち上げ「インターネットに接続」をタップします。
- [3] 「利用規約ページ」が表示されるので、利用規約を確認します。
- [4] 認証手続きを行います(認証手続きは複数の方法から選ぶことができます)。
- [5] 認証確認後に、インターネットへ接続されます。

●はむらCity Wi-Fi 概要●

利用範囲 羽村駅・小作駅周辺(改札・駅ホーム周辺、東口・西口周辺)
利用時間 1回60分(1日4回まで接続可能)
同時アクセス数 500回線(羽村駅・小作駅合計)
利用料金 無料
対応言語 日本語、英語、中国語(繁体・簡体)、韓国語、スペイン語



セットバック・隅切り設置による道路整備にご協力をお願いします



▲セットバックと隅切りの決まり

建築基準法では、幅が4m未満の狭い道路に接して建物を新築する場合、道路との境界線が道路の中心から2mになるまでセットバックしなければならぬとされています。また、東京都建築安全条例では、幅がそれぞれ6m未満の道路が交わる角地に建物を建築する場合、交わるポイントを頂点とする底辺2mの二等辺三角形となるよう隅切りを設けなければならぬとされています。
▼**セットバック** 道路に接している敷地で、道路の境界線を後退させること
▼**隅切り** 道路と道路が交差する部分の敷地の角を切り取ること
道路用地を寄付または無償貸与により市に提供していただいた場合
▼道路用地の舗装・管理は市が行います。
▼固定資産税などの減免および非課税になる制度があります。
※詳しくは、問い合わせください。
問合せ 道路の整備に関すること：土木課道路管理係②94/税金に関すること：課税課資産税係②158

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

費用の記載がない場合は無料。申込みの記載がない場合は直接会場へ。